

組合員および組合役員の慶弔見舞金内規

組合員たる事業主（法人の場合は代表取締役、個人の場合は事業主）およびその同居家族に慶弔のあったときは、次のとおり祝金、弔慰金、見舞金を贈る。

			金額	備考
祝金	結 婚	事業主の場合	30,000	
		事業主の同居親族の場合	10,000	
	出 産	事業主（妻）の場合	20,000	
		事業主の同居親族の場合	10,000	
	社屋新築など		30,000	花又は物品
弔慰金	死 亡	組合役員の場合	50,000	供 花
		事業主の場合	30,000	〃
		事業主の同居親族の場合	10,000	
見舞金	病 気 ・ 負 傷	事業主の入院	20,000	1ヵ月以上
		事業主の自宅療養	10,000	
		組合役員入院	30,000	1ヵ月以上
		組合役員の自宅療養	20,000	
	組合業務上の災害	入 院	50,000	1ヵ月以上
	自 宅 療 養	30,000		
	火 災 ・ 災 害	状況に応じて理事長が決める。		

- (注) 1. 顧問は、組合役員に準じて取扱う。
 2. 役員経験者の取扱いは、役員に準じて理事長が決める。
 3. 祝電、弔電については、その都度定める。

平成9年5月9日決定

平成16年1月27日一部変更

平成18年4月20日一部変更

平成27年3月13日一部変更

令和3年3月4日一部変更